第六十号の四様式（第十条の十五の六関係）（Ａ４）

（略）

登録事項に下記のとおり変更がありましたので、建築基準法第77条の66第２項において準用する同法第77条の61の規定により申請します。

（略）

第六十号の六様式（第十条の十五の六関係）（Ａ４）

（略）

下記の者は、　　年　　月　　日死亡いたしましたので、建築基準法第77条の66第２項において準用する同法第77条の62の規定により届け出ます。

（略）

第六十号の七様式（第十条の十五の六関係）（Ａ４）

建築基準法第77条の66第２項において準用する同法第77条の62第２号に係る届出書

（略）

私はこのたび、拘禁刑以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定若しくは建築士法の規定により刑に処せられたので、建築基準法第77条の66第２項において準用する同法第77条の62の規定により、下記のとおり届け出ます。

（略）

第六十号の八様式（第十条の十五の六関係）（Ａ４）

建築基準法第77条の66第２項において準用する同法第77条の62第２号に係る届出書

（略）

私はこのたび、建築士法第10条第１項の規定により建築士の免許を取り消されたので、建築基準法第77条の66第２項において準用する同法第77条の62の規定により、下記のとおり届け出ます。

（略）

第六十号の九様式（第十条の十五の六関係）（Ａ４）

建築基準法第77条の66第２項において準用する同法第77条の62第２号に係る届出書

（略）

私はこのたび、公務員で懲戒免職の処分を受けたので、建築基準法第77条の66第２項において準用する同法第77条の62の規定により、下記のとおり届け出ます。

（略）

第六十号の十様式（第十条の十五の六関係）（Ａ４）

建築基準法第77条の66第２項において準用する同法第77条の62第３号に係る届出書

下記の者は、精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつたので、建築基準法第77条の66第２項において準用する同法第77条の62の規定により届け出ます。

（略）

第六十号の四様式（第十条の十五の六関係）（Ａ４）

（略）

登録事項に下記のとおり変更がありましたので、建築基準法第77条の66第２項において準用する同法第77条の60の規定により申請します。

（略）

第六十号の六様式（第十条の十五の六関係）（Ａ４）

（略）

下記の者は、　　年　　月　　日死亡いたしましたので、建築基準法第77条の66第２項において準用する同法第77条の61の規定により届け出ます。

（略）

第六十号の七様式（第十条の十五の六関係）（Ａ４）

建築基準法第77条の66第２項において準用する同法第77条の61第２号に係る届出書

（略）

私はこのたび、拘禁刑以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定若しくは建築士法の規定により刑に処せられたので、建築基準法第77条の66第２項において準用する同法第77条の61の規定により、下記のとおり届け出ます。

（略）

第六十号の八様式（第十条の十五の六関係）（Ａ４）

建築基準法第77条の66第２項において準用する同法第77条の61第２号に係る届出書

（略）

私はこのたび、建築士法第10条第１項の規定により建築士の免許を取り消されたので、建築基準法第77条の66第２項において準用する同法第77条の61の規定により、下記のとおり届け出ます。

（略）

第六十号の九様式（第十条の十五の六関係）（Ａ４）

建築基準法第77条の66第２項において準用する同法第77条の61第２号に係る届出書

（略）

私はこのたび、公務員で懲戒免職の処分を受けたので、建築基準法第77条の66第２項において準用する同法第77条の61の規定により、下記のとおり届け出ます。

（略）

第六十号の十様式（第十条の十五の六関係）（Ａ４）

建築基準法第77条の66第２項において準用する同法第77条の61第３号に係る届出書

下記の者は、精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつたので、建築基準法第77条の66第２項において準用する同法第77条の61第３号の規定により届け出ます。

（略）

（国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和四年国土交通省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後

別表（第三条関係）

項名	歳入等
一	イ　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の五十八第一項の登録又は登録証の訂正若しくは再交付の申請をしようとする者（市町村又は都道府県の職員である者を除く。）が同法第七十七条の六十五の規定により国に納めなければならない手数料

改正前

別表（第三条関係）

項名	歳入等
一	イ　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第百二条第一項第一号から第四号まで、第七号若しくは第十号に掲げる者又は第十一号に掲げる者（自動車検査証又は検査標章の再交付を申請する場合に限る。）が同項の規定により国に納めなければならない手数料